



生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と併せて、相談・支援を行うことにより、利用者の経済的自立と生活の安定を目指す制度です。

この事業は山梨県社会福祉協議会から受託し、昭和町社会福祉協議会が窓口となっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

※支援・相談等につきましては、お住まいの地区の民生委員が担当いたします。



福祉資金・福祉費

福祉機器の購入や障がい者の日常生活に必要な車両購入、生業、住宅改修、引越し、出産、葬儀等の経費を貸付ける資金です。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計が困難となった時に貸付ける少額の資金です。(無利子) (連帯保証人不要)

教育支援資金

高校、大学(短大)、専門学校等への入学金や就学に必要な準備資金、授業料、通学費等の経費を貸付ける資金です。(無利子)

- 教育支援費
- 就学支度費

臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で国、県の公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理された方(金融機関の口座を有する方)を対象に、交付されるまでの当面の生活費が必要な場合に10万円以内で貸付ける資金です。

総合支援資金

失業や著しい収入の減少により、世帯の生活維持が困難になった等、生活の立て直しが必要な時に再就職までの間、生活費や一時的な費用を貸付ける資金です。

- 生活支援費
- 住宅入居費
- 一時生活再建費

但し、福祉事務所で行う同居確保給付金の申請を受理された方が対象です。

不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯を対象に、お住まいになっている居住用不動産を担保として貸付ける資金です。

- 一般世帯：宅地の鑑定評価額が1,000万円以上であること。
- 要保護世帯：居住用不動産の鑑定評価額が500万円以上であること。(連帯保証人不要)

※連帯保証人を立てる場合(原則1名)…無利子
 ※連帯保証人が立てられない場合…有利子(年1.5%)
 ※総合支援資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が貸付要件です。

10月の予定 (時間・場所等は、社協までお問い合わせください)

10月 5日、12日、19日、26日	運動指導事業 (健康体操教室)
10月10日(火)	ふれあいサロン中島
10月13日(金)	いきいきふれあいサロン上二
10月16日(月)	いきいきふれあいサロン河西
	いきいきふれあいサロン上河東
10月17日(火)	西条一区いきいきふれあいサロン
	ふれあいサロン押越
10月21日(土)	飯喰ふれあいサロン
	第26回親子ふれあいマス釣り大会
10月23日(月)	スマイルサロン (西条新田)
10月25日(水)	ふれあいサロンしみず
10月26日(木)	阿原いきいきふれあいサロン
10月27日(金)	西条二区クラウド

当日は園児や関係者を含め130名が参加し、施設内で震度7の揺れを体験したり、火災が起きた際の避難方法を学びました。町赤十字奉仕団のサポートを受けながら安全に楽しく体験した後は、消防車の前で記念写真を撮り、終了しました。



防災教育を実施しました

日本赤十字社昭和町区分は、7月19日(水)、県立防災安全センターにおいて、町赤十字奉仕団や町内の保育園等との共催で幼児期の防災教育を実施しました。町内の年長児・年中児の皆さんを対象に、災害時に対する意識の醸成を図ることを目的として、毎年実施しています。